

## 商法

### 第1 設問1

1 乙社は、甲社に対し、取引基本契約の効果が甲社に帰属するとして、本件代金の請求をすることが考えられる。

しかし、甲社の代表取締役として取引基本契約を締結したCは、実際には代表取締役ではなく、契約を締結する権限はない(349条4項参照)。

よって、契約の効果は甲社に帰属しないのが原則である。

2 もっとも、乙社としては、Cが表見代表取締役に当たり(354条)、結果として契約の効果が甲に帰属すると主張し、本件代金の請求ができないか。

(1) Cは、甲社の代表権のない取締役であり、「代表取締役以外の取締役」である。

また、Cは、「代表取締役副社長」と記名している。

(2) では、甲社はかかる名称を「付した」といえるか。

ア この点について、同条の趣旨は、代表取締役であるとの外観を信じて取引にはいった者を保護して、取引安全を図ることにある。

そこで、代表取締役であるとの名称を会社が明示又は黙示に認めた場合には、「付した」と言えるものと解する。

イ これを本件についてみるに、BらC以外の取締役は、Cが代表取締役と名乗っていたこと等について察知していない。

しかし、CとBは対立しており、Cは、創業者であり、大株主であるAの子であった。

また、Cは、代表取締役として登記までしている。

とすれば、他の取締役に対して監視義務を負うBらとしては(362条2項2号)かかるA,Cの動向を注視しておくべきであるのに、これを怠ったといえる。

ウ 以上より、甲社は黙示的に上記名称を「付した」といえる。

(3) では、乙社は「善意」といえるか。ここで、取締役の氏名は登記事項であるため(911条3項13号)、908条1項により悪意が擬制されるのではないか。

354条と908条1項の優劣が問題となる。

ア この点について、354条は、会社間の取引が頻繁に行われることにかんがみ、取引の安全を保護する見地から規定された908条1項の特則であると解される。

そこで、354条が優先するものと解する。

イ 本件では、乙社にCを代表取締役であると信じており、「善意」といえる。

3 以上より、乙社の請求は認められる。

### 第2 設問2

1 本件慰労金は、職務執行の対価としての側面を有するから、「報酬」(361条1項)に当たる。

そして、甲社は、同項に基づく株主総会決議なく本件慰労金が支給されたとして

不当利得返還請求をすることが考えられる（民法703条）。

- 2 これに対し、Bは、慰労金は、本件内規及びAの指示により支給されてきた。本件慰労金も本件内規に基づくかつ、800を有する株主であるAの指示により支給されたものであり、その支給は適法である旨、主張することが考えられる。では、かかるBの主張は認められるか。

- (1) この点について、361条1項の趣旨は、取締役によるお手盛りを防止することにある。

そこで、一定の基準が存在し、これが株主にも周知されており、かかる基準に基づいて支給されるのであれば、上記趣旨に反しないといえ、支給は適法であると解する。

- (2) これを本件についてみるに、一定の基準として本件内規が存在する。また、本件内規によりAの退職慰労金等も支払われてきたのであるから、株主にも周知されていたといえる。

また、Bへの支払いは、本件内規に基づいて行われた。

- (3) 以上より、Bへの本件慰労金の支払いは適法であり、甲社は上記請求はできない。

- 3 もっとも、Bは甲社株主であるから、Bへの本件慰労金の支給は、利益供与（120条1項）に当たり、甲社は返還請求ができないか（同条3項）。

- (1) この点、Bは、取締役を退任することを理由として本件慰労金の支給を受けたのであり、「株主の権利の行使に関し」て支給をされたわけではない（同条2項）。

よって、支払いは、利益供与には当たらない。

- (2) したがって、甲社は上記請求ができない。

以上